

令和6年神審第4号

裁 決

モーターボートA運航阻害事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官佐藤雅彦出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和5年10月28日14時00分

兵庫県明石港西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

登 録 長 9.35メートル

幅 2.00メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 150キロワット

3 事実の経過

Aは、船体ほぼ中央に操舵区画を、同区画後方の甲板下にタンク容量300リットルの燃料油タンクをそれぞれ備え、機関連続最大回転数毎分2,900の全負荷時燃料消費量毎時34.9キログラムのディーゼル機関を有するFRP製モーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、釣りの目的で、船首0.4メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和5年10月28日07時00分兵庫県東播磨港の係留地を発し、同港内及び同県明石港西方の釣り場を経由して明石海峡東方の釣り場に向かった。

発航に先立ち、a受審人は、運航に必要な量の燃料油が搭載されていなかったが、以前、6時間の航海で約50リットルの燃料油を消費し、前回帰航後18リットルのポリ容器で3本分の給油をしたことから、航海に十分な燃料油があると思い、燃料油タンクの燃料油計量棒で残油量を確かめるなど、発航前検査を十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

a受審人は、東播磨港内の釣り場に到着して07時40分から08時40分まで、移動して明石港西方の釣り場で10時00分から11時00分まで、さらに移動して明石海峡東方の釣り場で12時00分から13時00分まで、それぞれ機関を回転数毎分500の中立運転として漂泊し、釣りを行った。

a受審人は、帰航することとして釣り場を発し、13時35分林崎港5号防波堤灯台（以下「防波堤灯台」という。）から106度（真方位、以下同じ。）2.1海里の地点で、針路を270度に定め、機関回転数毎分2,300で速力を10.8ノット（対地速力、以下同じ。）として、手動操舵によって進行した。

a受審人は、係留地に向けて続航中、14時00分防波堤灯台から

257度2.5海里の地点において、Aは、原針路、原速力のまま、燃料油が欠乏して機関が停止し、航行不能となった。

当時、天候は晴れで風力3の北北西風が吹き、潮候は下げ潮の末期に当たり、視界は良好であった。

その結果、来援した巡視艇によって明石港に引き付けられた。

(原因及び受審人の行為)

本件運航阻害は、東播磨港において、明石海峡東方沖合に釣りのために発航する際、発航前の検査が不十分で、釣りを終えて帰航中、燃料油が欠乏して機関が停止したことによって発生したものである。

a 受審人は、東播磨港において、明石海峡東方沖合に釣りのために発航する場合、燃料油が欠乏することのないよう、燃料油タンクの計量棒で残油量を確かめるなど、発航前検査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、以前、6時間の航海で約50リットルの燃料油を消費し、前回帰航後18リットルのポリ容器で3本分の給油をしたことから、航海に十分な燃料油があると思い、発航前の検査を十分に行わなかった職務上の過失により、運航に必要な量の燃料油が搭載されていないことに気付かないまま発航し、釣りを終えて帰航中、燃料油が欠乏して機関が停止し、航行不能となる事態を招き、明石港に引き付けられるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年8月5日

神戸地方海難審判所

審判官 大 北 直 明